

## 第4章 調査・予測・保全対策・評価

### 4-16 交通安全



## 4-16 交通安全

### 4-16-1 調査

#### 1) 調査項目

交通安全の調査項目は表 4-16-1 に示すとおりであり、交通安全施設（ガードレール、ロードミラー及び歩道）の設置状況とした。

表 4-16-1 交通安全の現地調査項目等

調査項目		調査頻度	調査方法
交通安全施設の設備状況等	ガードレール	1 回/年	現地踏査
	ロードミラー	1 回/年	
	歩道	1 回/年	

#### 2) 調査範囲

調査範囲を図 4-16-1 に示す。

工事関係車両及び廃棄物運搬車両が集中して走行予定の県道樽川・岡谷線を対象に、対象事業実施区域から国道 20 号までの区間とした。

#### 3) 調査期間

調査は、平成 25 年 3 月 5 日に実施した。

#### 4) 調査結果



調査結果を図 4-16-2 及び表 4-16-2 に示す。

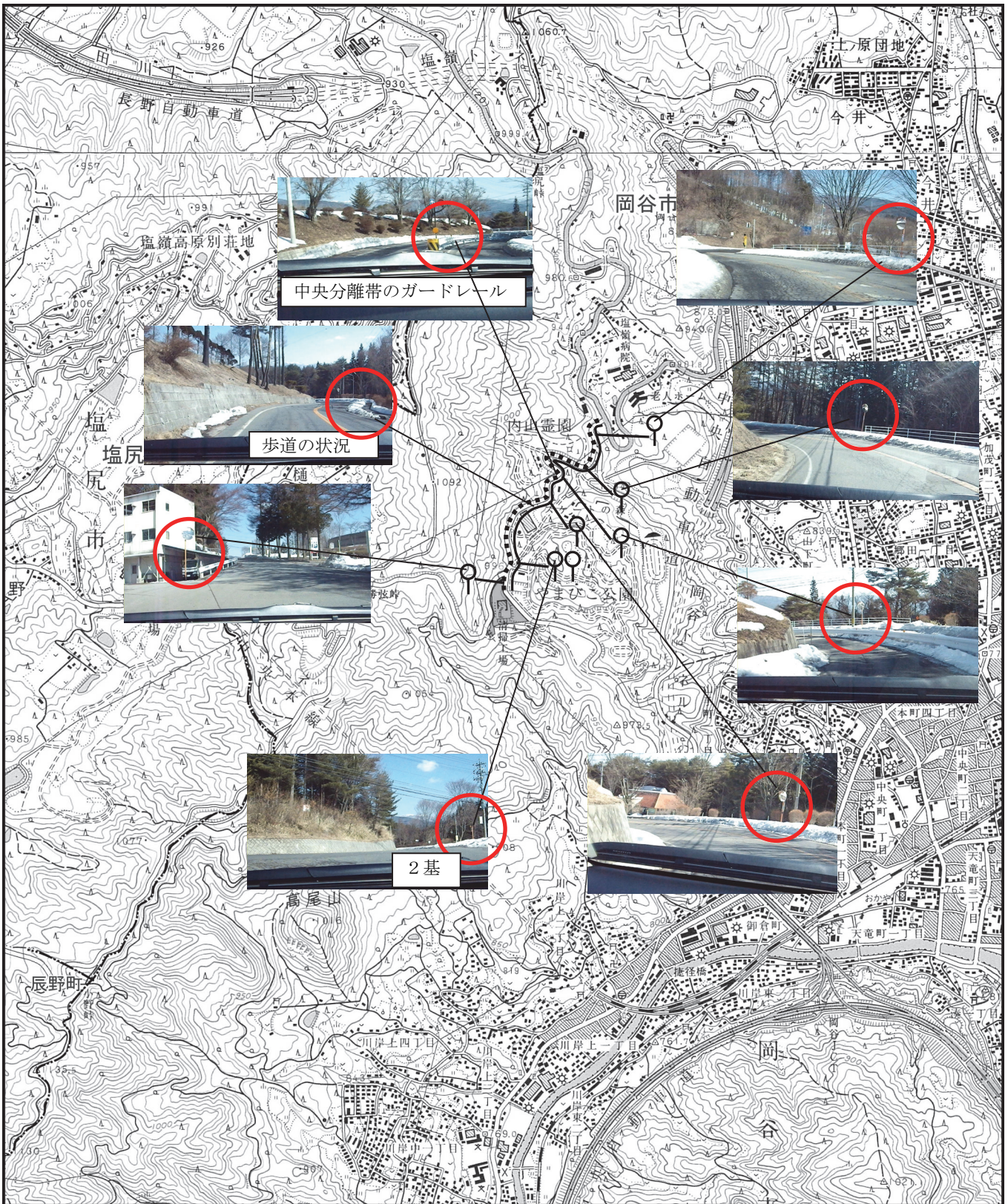
歩道と車道とを分けるガードレールは確認できなかったが、一部中央分離帯として設置されている箇所があった。また、カーブ区間におけるロードミラー（7 基）、縁石で車道と分離された歩道が道路の東側全線に整備されていた。

表 4-16-2 交通安全に係る調査結果

施設名	設置数	備考
ガードレール	0 基	車道と歩道を分けるガードレールは設置されていない。
ロードミラー	7 基	—
歩道	調査範囲全線（片側）	道路東側に設置



<p>凡例</p>	<p>図 4-16-1 交通安全に係る調査範囲</p>
<p>..... : 調査対象路線</p> <p>■ 対象事業実施区域 - - - 市町村界</p>	<p>N</p>  <p>0 250 500 1000m</p> 



凡 例

- ..... : 調査対象路線
- : ロードミラー
- : 歩道を有する区間及び歩道設置側

■ 対象事業実施区域  
 - - - 市町村界

図 4-16-2  
 交通安全施設の設置状況



0 250 500 1000m

## 4-16-2 予測及び評価の結果

### 1) 予測の内容及び方法

#### (1) 予測対象とする影響要因

工事に伴う影響要因として「工事関係車両の走行」、存在・供用に伴う影響要因として「廃棄物運搬車両の走行」を対象とする。

#### (2) 予測地域及び予測地点

予測地域は現況調査と同様とし、工事関係車両及び廃棄物運搬車両の主要な走行ルートとする。

#### (3) 予測対象時期等

工事に伴う影響としては、工事関係車両の台数が多く、影響が最大と想定される時期とした。また、存在・供用に伴う影響としては、施設の稼動が通常の状態に達し、廃棄物運搬車両が定常的に走行する時期とした。

表 4-16-3 交通安全に係る予測方法

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域及び予測地点
工事関係車両の走行	交通安全	交通安全施設の設置状況、交通安全対策の検討等による定性的予測	工事関係車両台数が最大時	工事関係車両及び廃棄物運搬車両の走行ルート
廃棄物運搬車両の走行	交通安全		廃棄物運搬車両台数が定常時	

### 2) 工事関係車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う影響

#### (1) 予測項目

工事関係車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う交通安全とした。

#### (2) 予測地域及び地点

予測地域は、工事関係車両及び廃棄物運搬車両の主要な走行ルートである県道樽川・岡谷線を対象に対象事業実施区域から国道 20 号までの区間とし、予測地点は交通安全施設の設置位置及び対象事業実施区域における車両の出入り口付近とした。

#### (3) 予測方法

予測は、交通安全施設の設置状況及び交通安全対策の検討等により定性的に行った。

#### (4) 予測結果

##### ① 工事関係車両及び廃棄物運搬車両の走行による影響

工事関係車両及び廃棄物運搬車両の主要な走行ルートには、ロードミラーの設置（カーブ区間）や車道と縁石で分離された歩道（道路の東側全区間）が整備されており、安全性は十分確保されていると考える。また、本区間は学童等の通学路には利用されていない。

一方、鳥居平やまびこ公園への来園者が観光期間には多く訪れることから、来園者の交通安全への影響が予想される。しかしながら、工事関係車両と廃棄物運搬車両の走行台数は現況交通量に対して、それぞれ約 19%、約 37%程度である。また、工事は、来園者が多く訪れる可能性のある日曜日・祝日は実施しない計画であり、さらに以下の交通安全対策を実施することから、交通安全は確保できるものと予測する。

- ・ 工事関係車両の出入り口付近への交通誘導員の配置
- ・ 工事関係車両及び廃棄物運搬車両の運転手への交通安全教育の徹底
- ・ 交通安全施設への不具合の可能性を発見した場合の速やかな対応（関係機関への連絡等）

(5) 環境保全措置の内容

予測の前提とした対策内容を環境保全措置として整理し、表 4-16-4 に示す。

**表 4-16-4 環境保全措置**

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
交通安全対策の実施	工事関係車両の出入り口付近への交通誘導員の配置	低減
	工事関係車両及び廃棄物運搬車両の運転手に対する安全教育の徹底	低減
	交通安全施設への不具合の可能性を発見した場合の速やかな対応（関係機関への連絡等）	低減

【環境保全措置の種類】

- 回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- 最小化：実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- 修正：影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- 低減：継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- 代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(6) 評価方法

評価は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、交通安全への影響が、実行可能な範囲内でできる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

(7) 評価結果

事業の実施にあたっては、「(6) 環境保全措置の内容」に示したように、交通安全対策として「工事関係車両の出入り口付近への交通誘導員の配置」、「工事関係車両及び廃棄物運搬車両の運転手に対する安全教育の徹底」、「交通安全施設への不具合の可能性を発見した場合の速やかな対応（関係機関への連絡等）」等の対策を行い、環境影響の低減を図る計画である。

以上のことから、工事関係車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う交通安全性への影響は、必要な環境保全措置を実施することで環境への影響の緩和に適合するものと評価する。